

## 町田市広報モデル募集要領

2023年11月15日

### 1 目的

市民に市の広報物や動画など（以下、「市広報物」といいます）の制作に携わっていただくことにより、市民から親しまれる市広報物を目指すとともに、市民の町田市への愛着を醸成し、市政への関心・共感を高めることを目的として、広報モデルを募集します。町田市の魅力を市民と一緒に発信することで、「住みたい、住み続けたい」と選ばれ続けるまちになることを目指します。

### 2 活動内容

町田市広報紙「広報まちだ」の表紙等に掲載する写真のモデル

※ホームページやSNS、動画など、その他市広報物での出演をお願いする場合があります。

### 3 応募資格

次のすべてに該当する方

(1) 市内在住・在勤・在学の個人または家族・友人など5人程度の少人数グループ

※未成年者は、保護者の承諾が必要です。

(2) 暴力団等反社会的勢力の関係者でない方

(3) 市税などの滞納がない方

※営利目的の宣伝・広告活動、政治・宗教活動などの目的での応募はできません。

### 4 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募者は、広報モデルとして登録され、市からの依頼により撮影などに応じ、市広報物に掲載されます。
- (2) 登録は、市広報物への掲載をお約束するものではありません。登録しても市から撮影の依頼がないことがあります。
- (3) 撮影した場合でも、編集の都合などにより市広報物に掲載できない場合があります。
- (4) 登録される期間は、登録年度から翌年度末とし、期間を満了すると登録がなくなります。ただし、応募者が再登録を希望する場合は、申し出により2年度単位で登録期間延長ができます。
- (5) 応募者からの申し出により、期間を満了することなく、登録を取り消すことができます。
- (6) 出演する市広報物などの希望を受け付けることはできません。
- (7) 撮影などをお願いする場合は、事前に市から日程や場所などについて調整します。撮影は基本的に市職員が行います。
- (8) 撮影場所は原則市内ですが、その他の場所で撮影する場合があります。
- (9) 報酬などはありません。応募にかかる費用や撮影場所までの交通費等は広報モデルの負担となります。

## 5 応募方法

応募用紙（別記様式）の誓約事項をよく読み、必要事項を記入のうえ、写真データを添付して、メール、郵送、または直接広報課（町田市庁舎4階）へ提出してください。応募は随時受け付けます。登録が完了したら、市から応募者に連絡します。

## 6 応募写真について

次のすべての条件を満たす写真1枚をご提出ください。

- ・ 応募者本人のみが写っている写真
- ・ 顔がはっきりと写っている上半身の写真
- ・ 原則、3MB以下の電子データ（JPEG形式）
- ・ 合成・加工などをしていない写真

※現像写真で応募する場合は、大きさはL版（カラー）とし、応募用紙とともに応募先へ提出してください。

※応募写真の返却はできません。

## 7 採用と連絡

- （1）応募用紙の記載内容と添付写真をもとに、市広報物各々の企画段階で市が採用選考を行います。
- （2）不採用の方に連絡することはありません。
- （3）撮影と掲載の時期については、市広報物各々の編集段階で確定後、市から応募者に連絡します。
- （4）選考基準は、市に一任いただきます。選考に関する問い合わせには回答できません。

## 8 注意事項

- （1）撮影した写真・動画などの著作権は町田市に帰属することとします。
- （2）この募集において取得した個人情報、本目的以外には使用しません。ただし、市広報物に掲載・出演する場合には、本人の同意をいただいたうえで氏名などを公表する場合があります。

## 9 応募先と問い合わせ先

町田市政策経営部広報課（市庁舎4階）

〒194-8520

東京都町田市森野 2 - 2 - 2 2

電 話 : 0 4 2 - 7 2 4 - 2 1 0 1

F A X : 0 4 2 - 7 2 4 - 1 1 7 1

メー ル : [mcity6480@city.machida.tokyo.jp](mailto:mcity6480@city.machida.tokyo.jp)